滋賀県建設工事共同企業体運用基準

平成２年４月６日制定
最終改正　令和８年４月１日改正

（趣　旨）
第１　この基準は、滋賀県建設工事等指名競争入札参加者の格付および選定基準（平成元年４月１日制定。以下「格付選定基準」という。）第８条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成８年４月１日滋賀県告示第１７１号）第１０条の規定に基づき、滋賀県が実施する建設工事の共同企業体による施工の効果的活用および共同企業体の共同施工を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の種類）
第２　共同企業体の種類は、建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次の２つの形態があるが、甲型を基本とし、乙型については、特殊な工事等の場合に適用することができるものとする。
（１）　甲型（共同施工方式）
構成員が一体となって工事を施工する形態。発注工事の目的別に、技術結集型および県内業者の施工能力向上を図るための地元建設業者育成型ならびに前２者の混合型に区分する。
（２）　乙型（分担施工方式）
異業種による構成員がそれぞれ分担して工事を施工する形態

（共同企業体の活用の原則）
第３　共同企業体の活用は、次に掲げる原則を踏まえ、適正に行うものとする。
ア．共同企業体の活用目的限定の原則
県工事の発注に当たっては、単体企業への発注を原則とするが、工事の種類および目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り共同企業体の活用を行うものとする。
イ．等級別発注の原則
指名競争入札において、共同企業体を活用する場合は、格付選定基準第３条に定める発注標準の適正な運用を図るものとする。

（対象工事）
第４　共同企業体の発注に付することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事として知事が指定した工事とする。
（１）　次のいずれかに該当する工事のうち技術的難度の高い工事（以下「典型工事」という。）
ア　トンネル、ダム、空港、港湾、建築、設備等の特殊工事
イ　全体工事費がおおむね１０億円以上の土木工事および建築工事（一式工事）
ウ　全体工事費がおおむね３億円以上の設備工事、造園工事その他の工事
（２）　前号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する工事のうち工事の性格等に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事
ア　典型工事に準ずる工事で、全体工事費がおおむね５億円以上の土木工事および建築工事ならびに全体工事費がおおむね２億円以上の設備工事、造園工事その他の工事
イ　研究開発型工事
ウ　実験型工事
エ　アからウまでに掲げるもののほか、特に県内業者に技術移転の促進を図る必要のある工事

（構成員）
第５　共同企業体の構成員となることのできる建設業者は、滋賀県建設工事等指名競争入札参加資格または特定調達契約競争入札参加資格を有するものとし、その結成は、自主結成方式により行う。
２　構成員数は２者または３者とする。ただし、工事内容、施工場所の地理的条件等特殊な事情がある場合は４者まで増やすことができる。

（出資比率）

第６　共同企業体（甲型）を構成する一建設業者の出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

構成員が２者の場合　　３０％以上（ただし建築工事については４０％以上）
構成員が３者の場合　　２０％以上（ただし建築工事については２５％以上）
構成員が４者の場合　　２０％以上

（代表権）

第７　共同企業体の代表者となる建設業者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、甲型にあっては、施工能力および出資比率が大きい建設業者とし、この判断の基礎として、対象工事に係る入札の公告時において有効な滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿における総合点数または経営事項審査結果の総合評定値を使用するものとする。なお、施工能力が同程度で、かつ、出資比率が同比率である場合は、構成員相互間で代表者を決定するものとする。また、乙型の異業種共同企業体にあっては総合工事業者とする。

（資格確認の申請）

第８　資格確認を受けようとする共同企業体は、建設工事の入札公告で指定する日までに次に掲げる書類のうち知事が指定するものを提出しなければならない。

①　共同企業体入札参加資格確認申請書（別記様式第１－１、１－２号）
②　工事の施工実績（別記様式第２号）
③　配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式第３号）
④　共同企業体結成協定書
⑤　委任状（本店以外の場合）
⑥　構成員ごとの指名競争入札参加資格審査結果通知、または構成員ごとの経営事項審査結果の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書

（資格の確認）

第９　発注機関の長は、資格確認申請書を受理したときは、必要な調査を行ったうえ、資格の有無等に関する資料を作成し、審査会に報告しなければならない。

（指名または確認の通知）

第10　発注機関の長は、審査会の審査を経て、指名競争入札の場合にあっては指名通知を、一般競争入札の場合にあっては資格の確認通知（別記様式第４号）を行うものとする。

（混合入札）

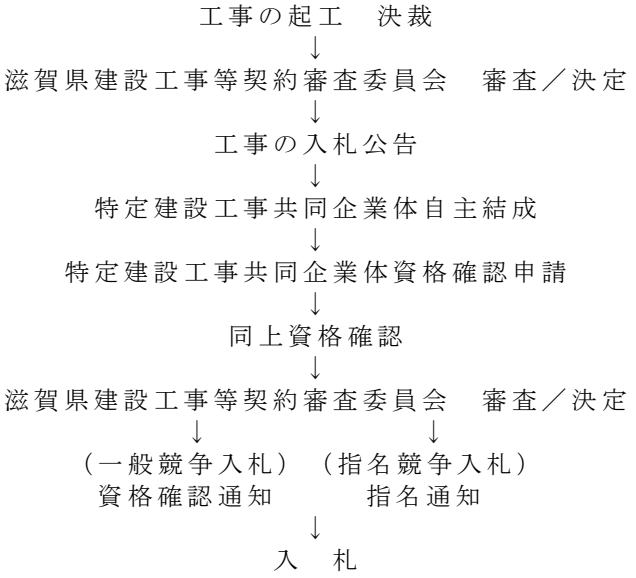
第11　共同企業体による施工の対象とする工事であっても単体で施工できる業者がいる場合には、共同企業体と単体との混合での入札を行うことについては差し支えないものとする。

（その他）

第12　この基準に定めるものの他必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

付　　則
この基準は、平成２年４月６日から施行する。
付　　則
この基準は、平成６年４月１日から施行する。
付　　則
この基準は、平成８年４月１日から施行する。
付　　則
この基準は、平成１２年４月１７日から施行する。
付　　則
この基準は、平成１３年４月１日から施行する。
付　　則
この基準は、平成１８年７月１９日から施行する。
付　　則
この基準は、令和２年４月１日から施行する。
付　　則
この基準は、令和４年４月１日から施行する。
付　　則
この基準は、令和８年４月１日から施行する。

滋賀県建設工事共同企業体運用基準フロー



別記様式第１－１号

共同企業体入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

滋賀県知事　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者
所在地
商号または名称
代表者名

共同企業体構成員
所在地
商号または名称
代表者名

　年　月　日付けで入札公告のありました＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事に係る共同企業体入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
　なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと、ならびに、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．工事名称　　年度　第　　号　　工事
２．添付書類
（１）　工事の施工実績を記載した書面
（２）　配置予定技術者の資格・工事経験を記載した書面
（３）　共同企業体結成協定書
（４）　構成員ごとの経営規模等評価結果・総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）
（５）　委任状（本店以外の場合）

別記様式第１－２号

（１）共同企業体構成員

	許可番号	許可年月日	商号または名称	許可を受けている建設業（略号）
代表構成員	（　　） 第　　号	年　月　日		
構成員	（　　） 第　　号	年　月　日		

（２）共同企業体経営規模等表

建設業者名				計または平均
直前２年平均完成工事高（３）		千円	千円	千円 （計）
上記の内 ＿＿＿＿＿＿工事 平均完成工事高		千円	千円	千円 （計）
自己資本額		千円	千円	千円 （計）
建設業に従事する職員の数		人	人	人 （計）
＿＿＿＿工事に係る 総合評定値		点	点	点 （平均）
＿＿＿＿工事に係る職員数	技術職員　１級	人	人	人（計）
	技術職員　２級	人	人	人（計）
	技術職員　その他	人	人	人（計）
営業年数		年	年	年 （平均）

※１　商号または名称、および代表者名は○年度滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿または特定調達契約競争入札参加有資格者名簿と一致すること。
※２　（２）は共同企業体各構成員の経営規模等評価結果総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）により記入すること。
※３　（平均）した場合、小数点以下は切り捨てること。

別記様式第４号

共同企業体入札参加資格確認通知書

第　　号
年　　月　　日

共同企業体の名称

共同企業体代表者
所在地
商号または名称
代表者名　　様

滋賀県知事　　印

先に申請のあった次の工事に係る共同企業体入札参加資格については、下記のとおり確認したので通知します。

記

<table>
<tr><td>公　　告　　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>工　　事　　名</td><td colspan="2">年度　　第　　号
工事</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td><td></td></tr>
</table>

なお、入札参加資格がないと通知された方は、知事に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに　　部　　課へその旨を記載した書面を提出してください。

参　考　１－１

建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）
第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
(1)　○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
(2)　前号に付帯する事業
（名称）
第２条　当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。
（事務所の所在地）
第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。
（成立の時期および解散の時期）
第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月以上を経過するまでの間は、解散することができない。
２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
（構成員の住所および名称）
第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
（代表者の名称）
第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。
（代表者の権限）
第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
（構成員の出資の割合）
第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。
○○建設株式会社　　○○％
○○建設株式会社　　○○％
２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。
（運営委員会）
第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。
（構成員の責任）
第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約及びその他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。
（決算）
第12条　当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。
（利益金の配当の割合）
第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
（欠損金の負担の割合）
第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
（権利義務の譲渡の制限）
第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
（構成員の除名）
第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。
（工事途中における構成員の破産または解散に対する措置）
第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。
（代表者の変更）
第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。
（解散後の契約不適合責任）
第18条　当企業体が解散した後においても、建設工事につき種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
（協定書に定めのない事項）
第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社
代表取締役　　印

○○建設株式会社
代表取締役　　印

参　考　１－２

建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）
第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
(1)　○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
(2)　前号に付帯する事業
（名称）
第２条　当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。
（事務所の所在地）
第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。
（成立の時期および解散の時期）
第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月以上を経過するまでの間は、解散することができない。
２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
（構成員の住所および名称）
第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
（代表者の名称）
第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。
（代表者の権限）
第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
（構成員の分担工事額）
第８条　各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○工事	○○建設株式会社
○○設備工事	○○建設株式会社
○○設備工事	○○建設株式会社

２　前項に規定する分担工事の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。
（運営委員会）
第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。
（構成員の責任）
第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約及びその他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。
（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員はその分担工事のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
（共通費用の分担）
第13条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。
（構成員の相互間の責任の分担）
第14条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこ

れを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前３項の規程は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。
（決算）
第15条　当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。
（利益金の割合）
第16条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する分担工事額の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
（欠損金の割合）
第17条　決算の結果損益を生じた場合には、第８条に規定する分担工事額の割合により構成員が欠損金を配当するものとする。
（権利義務の譲渡の制限）
第18条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
（工事途中における構成員の脱退に対する措置）
第19条　構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
（工事途中における構成員の破産または解散に対する措置）
第20条　代表構成員が工事途中において破産または解散した場合においては、この共同企業体を解散し、滋賀県知事に契約の解除を行うものとする。
２　代表構成員を除く構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものと　する。
３　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規程を準用する。
４　決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
（解散後の契約不適合責任）
第21条　当企業体が解散した場合においても、建設工事につき種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
（協定書に定めのない事項）
第22条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社
代表取締役　　印

○○建設株式会社
代表取締役　　印

参　考　2
（本店以外の場合）

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人として、共同企業体に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項
１．共同企業体結成に係る一切の権限
１．入札および見積に関する件
１．契約締結に関する件
１．請負代金ならびに前払金の請求受領に関する件
１．各種保証金納付ならびに請求受領に関する件
１．その他契約履行に関する一切の件
１．復代理人選任の件
１．工事の施工に係る一切の件

委任期間
自　　年　　月　　日
至　　工事完成後請負代金額受領まで

上記のとおり相違なく委任しました。

令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　　様

企業の住所
商号または名称
代表者職氏名

参　考　２－２
（ＪＶ構成員→ＪＶ代表者）　　入札当日提出

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿建設工事共同企業体代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
を代理人として、令和＿＿＿＿＿年度　第＿＿＿＿＿号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事
に係る下記権限を委任します。

記

１．入札および見積に関する件
２．上記に係る復代理人選任の件
以下余白

上記のとおり相違なく委任しました。

令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　　様

＿＿＿＿＿建設工事共同企業体構成員
住　所
商号または名称
代表者職氏名

参　考　２－３
（ＪＶ代表者→入札代理人）　　入札当日提出

委　任　状

今般都合により＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿を復代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和　　年度　第　　号　　工事

上記工事の入札および見積に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　　様

＿＿＿＿＿建設工事共同企業体代表者
住　所
商号または名称
代表者職氏名　　印